

青警本広第146号
平成23年8月1日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報について

みだしについて、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定により、開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報（以下「口頭開示請求できる保有個人情報」という。）を制定し、別添のとおり告示した。制定の概要等は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の概要

口頭開示請求できる保有個人情報として、新たに「猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習」及び「年少射撃資格の認定のための講習会」に係るものを定めた。これにより、当該講習における考査の得点等の保有個人情報については、条例第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求することができ、条例の実施機関は当該開示請求に係る保有個人情報を直ちに開示しなければならないものである。

2 留意事項

別添の告示により平成18年3月29日青森県警察本部長告示第1号は廃止したが、当該廃止した告示における口頭開示請求できる保有個人情報については、改めて口頭開示請求できる保有個人情報として告示した。

広報課公文書管理室情報公開係

別添

青森県警察本部長告示第三十三号

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十条第一項の規定により、開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報等を次のとおり定めたので、青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十八年三月青森県警察本部訓令第四号）により例によることとされる知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）第七号第一項の規定により告示し、平成十八年三月二十九日青森県警察本部長告示第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）は、廃止する。

平成二十三年八月一日

青森県警察本部長 寺島喜代次

開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報			
個人情報取扱事務の名称	保有個人情報の項目	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
警察職員選考採用試験	第一次試験の順位、総合 得点及び試験別得点（不 合格者に係るものに限る 。）並びに第二次試験の 順位、総合得点及び試験 別得点	合格発表の日か ら一月間	青森県警察本部 の個人情報窓口

<p>警備員指導教育責任者講習</p> <p>機械警備業務管理者講習</p> <p>警備員等の検定</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定による審査</p> <p>猟銃等取扱講習会（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に係るものに限る。）</p>	<p>審査の得点</p>	<p>合格発表の日</p>	<p>講習実施場所</p>
<p>学科試験及び実技試験の得点</p>	<p>学科試験及び実技試験の得点</p>	<p>合格発表の日</p>	<p>検定実施場所</p>
<p>猟銃の技能検定</p>	<p>学科試験及び実技試験の得点</p>	<p>合格発表の日</p>	<p>審査実施場所</p>
<p>操作検定及び射撃検定の合格発表の日</p>	<p>審査の得点</p>	<p>合格発表の日</p>	<p>講習会実施場所</p>

習 駐車監視員資格者講	年少射撃資格の認定 のための講習会	猟銃の操作及び射撃 の技能に関する講習	
考查の得点	考查の得点	操作における減点事項及 び射撃考查の得点	得点
合格発表の日	合格発表の日	講習実施の日か ら一月間	
講習実施場所	講習会実施場所	青森県警察本部 の個人情報窓口	